

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文 目次

○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

改 正 後	改 正 前
<p>（登録簿の記載事項）</p> <p>第四条の五 登録簿に記載する事項は、法第六条に規定する事項のほか、次のとおりとする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号。以下「令」という。）<u>第三十六条の八</u>第一項の規定による登録簿の送付が行われる場合にあつては、登録等の権限を有する者の変更があつた旨及びその年月日</p> <p>（特定毒物研究者の許可の申請）</p> <p>第四条の六 （略）</p> <p>2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該許可申請書の提出先とされている都道府県知事（特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九</u>第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にある場合においては、指定都市の長。第四条の八において同じ。）に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該許可申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。</p> <p>一〜四 （略）</p>	<p>（登録簿の記載事項）</p> <p>第四条の五 登録簿に記載する事項は、法第六条に規定する事項のほか、次のとおりとする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号。以下「令」という。）<u>第三十六条の五</u>の規定による登録簿の送付が行われる場合にあつては、登録等の権限を有する者の変更（以下「登録等権限者の変更」という。）があつた旨及びその年月日</p> <p>（特定毒物研究者の許可の申請）</p> <p>第四条の六 （略）</p> <p>2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該許可申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該許可申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。</p> <p>一〜四 （略）</p>

(治療等の考慮)
第四条の八 (略)

(特定毒物研究者名簿の記載事項)
第四条の十 (略)

一〇五 (略)

六 令第三十六条の四第三項の規定による特定毒物研究者名簿の送付が行われる場合にあっては、許可の権限を有する者の変更があつた旨及びその年月日

(毒物劇物営業者及び特定毒物研究者の届出)

第十一条 法第十条第一項又は第二項の届出は、別記第十一号様式による届書を提出することによつて行うものとする。

2 前項の届書(法第十条第一項第二号又は第十条の三第一号若しくは第四号に掲げる事項に係るものに限る。)には、設備の概要図を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている地方厚生局長、都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された設備の概要図については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(治療等の考慮)

第四条の八 都道府県知事は、特定毒物研究者の許可の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に当該許可を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(特定毒物研究者名簿の記載事項)

第四条の十 (略)

一〇五 (略)

(毒物劇物営業者及び特定毒物研究者の届出)

第十一条 法第十条第一項又は第二項の届出は、別記第十一号様式による届書を提出することによつて行うものとする。

2 前項の届書(法第十条第一項第二号又は第十条の三第一号若しくは第四号に掲げる事項に係るものに限る。)には、設備の概要図を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている地方厚生局長、都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された設備の概要図については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。